

# 福岡県公報

平成21年8月31日  
第3010号

## 目次

### 告示(第1348号 - 第1353号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	1
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	1
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	.....	2
解除予定保安林の所在場所等	(森林保全課)	.....	2
解除予定保安林の所在場所等	(森林保全課)	.....	2
公安委員会			
警備業法の一部を改正する法律附則第5条による審査の実施	(警察本部生活安全総務課)	.....	2

### 雑報

危険物取扱者試験の実施	(消防防災課)	.....	4
-------------	---------	-------	---

## 告示

### 福岡県告示第1348号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年8月31日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市青葉台3丁目481-11、481-30、481-34から481-44まで及び500-19から500-21まで並びに大野城市旭ヶ丘1丁目841-14から814-17まで

#### 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市八幡西区幸神町四丁目7番6号

辰巳開発株式会社 代表取締役 今村 重記

### 福岡県告示第1349号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年8月31日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡新宮町大字三代字壁塗999番11、999番12、1000番2及び1000番6

#### 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大阪府大阪市中央区瓦町四丁目2番14号

京阪神不動産株式会社 代表取締役 永田 武全

### 福岡県告示第1350号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年8月31日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	三潨線	前	八女郡広川町大字一線1001番3先から 八女郡広川町大字一線741番2先まで	7.0 ~ 15.4	69.5

			後	同上	7.0 ~ 7.2	67.0
--	--	--	---	----	-----------------	------

## 福岡県告示第1351号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年8月31日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成21年8月14日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

(変更前) くるめNPOセンター

(変更後) NPO法人NPO九州

## (2) 代表者の氏名

今村 晃章

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市野中町1230番地4 清松第1コーポ101号

## (4) 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、市民活動における中間支援に取り組むことにより、自発的に社会貢献を行う市民を主体とした非営利活動団体の自立を促進し、もって自律した市民社会の実現に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、自主・自発の精神で社会に貢献する民間非営利活動及びその支援活動に取り組むことにより、当法人と目的を同じく活動する人及び組織と共に、自律した市民社会の実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1352号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年8月31日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 解除予定保安林の所在場所

田川郡添田町大字津野字伊勢堂652の2

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 解除の理由

指定理由の消滅

## 福岡県告示第1353号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年8月31日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 解除予定保安林の所在場所

田川郡添田町大字津野字伊勢堂652の1（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 公安委員会

## 福岡県公安委員会告示第248号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規

則」という。) 附則第7条第2項により学科試験及び実技試験の全部が免除となる検定合格者審査(以下「書面審査」という。)を次のとおり実施するので、検定規則附則第9条の規定により公示する。

平成21年8月31日

福岡県公安委員会

1 書面審査期間

平成21年10月1日(木)から同年11月30日(月)までの間

2 書面審査を行う種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第1項に規定する検定(以下「旧検定」という。)に係る全ての種別及び級

3 書面審査対象者

(1) 旧検定に合格した者であって、検定規則の施行の際(平成17年11月21日現在)、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合に限る。

ア 福岡県内に住所を有すること。

イ 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること。

ウ 福岡県公安委員会から旧検定規則第8条に規定する合格証(以下「旧合格証」という。)の交付を受けていること。

(2) 旧検定に合格した者であって、検定規則の施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に係る旧検定規則第12条第1項に規定する指定講習(以下「指定講習」という。)の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合に限る。

ア 福岡県内に住所を有すること。

イ 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること。

ウ 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けていること。

4 書面審査申請手続等

(1) 受付期間

平成21年10月1日(木)から同年11月30日(月)までの、午前9時00分から午後5時45分までの間

福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。

(2) 受付場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 旧合格証の交付を受けた警察署

(3) 必要書類

ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

(ア) 審査申請書(検定等規則別記様式)1通

(イ) 住所地を疎明する書面(住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等)

(ウ) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。)1枚

(エ) 旧合格証の写し

(オ) 前記3の審査資格に該当することを疎明する書面(下記a又はbのいずれか1つ)

a 前記3(1)に該当する者

検定規則の施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であることを疎明する書面(警備業務従事証明書等)

b 前記3(2)に該当する者

検定規則の施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であることを疎明する書面(指定講習講師従事証明書等)

イ 営業所の所在地を管轄する警察署に申請する場合

(ア) 前記アのうち(イ)を除く書類

(イ) 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

ウ 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合

前記アのうち(イ)を除く書類

5 申請方法

- (1) 前記受付期間内に、住所地（審査希望者が警備員である場合には、そのものが属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署又は旧合格証の交付を受けた警察署に、前記4(3)に掲げる必要書類を提出すること。
- (2) 書面審査申請は、原則として審査申請者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、審査申請者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。
- (3) 手数料

学科試験及び実技試験の全てが免除される書面審査については、手数料を徴収しない。

6 成績証明書の交付

書面審査の結果、当該種別の警備業務に関する知識及び能力を有する者と判定した場合において、成績証明書を交付する。

7 その他

- (1) 書面審査に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間に、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (2) 審査申請書（検定規則別記様式）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる。



消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき福岡県知事から委任された危険物取扱者試験について、次のとおり公示する。

平成21年8月31日

財団法人消防試験研究センター 理事長 関 口 和 重

1 試験種類

甲種、乙種（第一類、第二類、第三類、第四類、第五類、第六類）及び丙種

2 試験地、実施試験会場、実施年月日

試 験 地	実 施 試 験 会 場	実 施 年 月 日
北 九 州	北九州市八幡西区自由ヶ丘1 - 8 九州共立大学	平成21年11月22日（日曜日） 午前10時から
太 宰 府	太宰府市五条3 - 11 - 25 福岡経済大学	
大 牟 田	大牟田市大字草木852 大牟田高等学校	
久 留 米	久留米市御井町1635 久留米大学御井学舎	
飯 塚	飯塚市柏の森11 - 6 近畿大学産業理工学部	
苅 田	京都郡苅田町新津1 - 11 - 1 西日本工業大学	平成21年11月23日（月曜日） 午前10時から

3 受験申請期間及び受験申請先

受験申請期間	受 験 申 請 先	摘 要
平成21年9月16日から 平成21年10月2日まで	福岡市博多区下呉服町1 - 15 ふくおか石油会館3階 (財)消防試験研究センター福岡県支部	午前10時から 午後4時まで

郵送は、平成21年10月2日までの消印のあるものに限る。

郵便番号 812 - 0034 福岡市博多区下呉服町1 - 15 ふくおか石油会館3階  
(財)消防試験研究センター福岡県支部

4 受験願書等の配置場所

(財)消防試験研究センター福岡県支部及び福岡県内各消防本部

5 問い合わせ先

(財)消防試験研究センター福岡県支部 電話 092 - 282 - 2421